

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720068

研究課題名(和文)日本の初期映画の制度的環境に関する研究

研究課題名(英文)A study on regulatory systems of Japanese early cinema

研究代表者

横田 洋(YOKOTA, Hiroshi)

大阪大学・総合学術博物館・助教

研究者番号：50513115

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は明治末期から大正初期の映画の取り締まりの様相について、調査研究を試みたものである。東京の警視庁では明治42年と43年に内規を作成し、映画取り締まりの方針を定めていたことが明らかになった。そこでは映画の特に子供の観客への悪影響を懸念していた点、また映画館が浅草公園のような興行街だけでなく、市内各所へ拡大していった点を警察が警戒していたことが理解できた。警察の取り締まりの重点事項は、既存の芸能には見られなかった映画の特質、あるいは映画の持つ魅力を同時に示しているものでもあっただろう。

研究成果の概要(英文)：The aim of this research is to demonstrate the historical conditions about the regulations of cinema especially in Tokyo in early 20th century. It became clear that the Metropolitan Police Department drew up the bylaws in 1909 and 1910, and took the course of controlling of cinema. According to these bylaws, the police were cautious about bad influences of films upon children, and that a lot of movie theatres opened for business not only at an amusement area like Asakusa, but also at ordinary city area. It can be considered that these problems indicated the characteristics of Japanese early cinema.

研究分野：演劇学

キーワード：日本映画史 日本演劇史 芸能史

### 1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した時点で、既に多くの研究者により明治から大正期のいわゆる日本の初期映画に関わる研究が盛んに進められていた。従来からの映画史を専門としている研究者のみならず、社会学系のメディア論の研究者、あるいは芸能史の研究者も積極的に初期映画の研究を行うようになっていた。従来の映画史に限らない幅広い分野からアプローチされる近年の初期映画の研究の特徴のひとつは、映画をフィルムのみで完結した自律的な芸術作品として研究するのではなく、その映画が成立する環境や条件に注目している点であった。例えば、弁士や楽隊など上映に伴うさまざまなシステム、周辺の芸能との関わり、観客の役割、劇場や映画館の構造、さらに劇場や映画館を含む都市の文化の問題などを対象として研究が進められていた。

しかし、映画をめぐる環境を構成するものの中でも映画をめぐる法制度については従来必ずしも十分な研究が行われてきたわけではなかった。

もちろん、牧野守氏や奥平康弘氏などによって実証的な研究は行われてきた。ただし、従来の研究では制度的な側面の中でも、「表現の自由」をめぐる検閲の問題に議論を集中させる傾向があった。実際、映画をとりまく制度はたとえば建築上の制度、防災上の制度、興行上の制度などきわめて多岐にわたっている。長谷正人氏の研究などそうした環境的側面にも目を向けた研究も既に行われていたが、長谷氏の研究は大正6年(1917)の「活動写真興行取締規則」の条文のみに議論を集中させたものであった。映画を対象とした規則が制定される以前から映画の取り締まりは行われていたのであり、その歴史的な経緯例えば他の芸能取り締まりとの関連で映画取り締まりの議論がなされることがあまりなかったのが現状であった。

### 2. 研究の目的

大正6年以前の映画の取り締まりについては、長谷氏のみならず牧野氏や奥平氏の研究も含めて歴史的に明確となっていない事柄が多くあり、まずは明治から大正初期の取り締まりのあり方を実証的に明らかにすることが本研究の第一の目的であった。

大正6年の「活動写真興行取締規則」の施行によって、映画が演劇や寄席芸、見世物と並ぶ、あるいはそれ以上の大きな影響力を持つ興行物の一ジャンルとして認識されたことが理解できる。新しく規則ができたということは、それ以前の段階から他の芸能以上に強い影響力を發揮していたということもいえるだろう。明治から大正初期の段階では、映画が見世物、映画館が見世物小屋として認識されていたのは明らかで、初期の映画に対しては見世物を対象とした「観物場取締規則」が適用されていた。明治24年に制定された「観物場取締規則」は当然のことながら

興行物としての映画を対象として制定されたものではなかった。

つまり、初期の映画の取り締まりを検証することは言葉を変えれば、「観物場取締規則」の元でいかに映画が取り締まられたのかということをはっきりと明らかにすることに他ならない。見世物の範疇として捉えられていた映画が規則上単独の取り締まり対象となった経緯を検証し、演劇や寄席芸等も含めた芸能史あるいは興行史の中での映画の位置付けを考えることは、映画の社会的な役割の変化、あるいは映画そのものの変化、さらには社会史、文化史における映画の影響を考える際の、きわめて重要な手がかりとなるという目的のもと本研究は進められた。

### 3. 研究の方法

映画の成立した制度的環境の変化を議論するのが本研究の目的であったが、中心的に取り扱ったのは、明治・大正初期の当局、警察(特に東京の警視庁)が映画を従来の枠組みでは取り扱えない興行物として認知していく過程であった。上記の目的のために概ね下記の3つのポイントに絞り調査を進めていくことにした。

(1)「観物場取締規則」にもとづく映画の取り締まりの実態

初期の映画の取り締まりは「観物場取締規則」に基づいて行われたはずであるが、従来の映画史の中には検閲などの条項に関しては「演劇取締規則」を用いて行われたなどとする研究もあった。しかし、「演劇取締規則」はあくまで演劇と劇場を対象にした規則である。劇場で行われる映画上映ならまだしも制度上見世物小屋である映画館で上映される映画に対して何の根拠もなく「演劇取締規則」の条項を適用することには無理がある。あくまで、映画館が見世物小屋である限り、「観物場取締規則」の枠内で取り締まりが行われたはずである。初期の映画取り締まりが「観物場取締規則」の枠を超えたものであるのか、あるいは映画が見世物の枠組みを超えたものであったのかを検証を行う。

(2)明治43年警視庁映画取り締まりのための内規とその背景

東京の警視庁では明治43年に映画取り締まりのための内規を設けたとされている。その詳細な内容は不明であったが、その翌年大阪府が定めた映画取り締まりの内規の条文は明らかになっている。大阪の内規は警視庁の内規を参考にして作成された可能性が高い。大阪府の内規は客席を暗黒にしないこと、男女席を区別することなど、後の東京の「活動写真興行取締規則」の条項につながる内容もすでに盛り込まれている。こうした内容の重複は各府県の警察、内務省などが密接に連絡をとり、映画の対策を行っていたことを示しているのだろう。警視庁の内規の内容を明らかにするのが最善だが、東京に限らない同時期の映画対策とその背景として上部官庁の動

向を調査する。

(3)「活動写真興行取締規則」と映画の位置づけ

大正6年に警視庁が公布した「活動写真興行取締規則」は日本で初めて映画を対象にした法規である。従来、興行物は「演劇取締規則」、「寄席取締規則」、「観物場取締規則」の主に3本立てで行われてきたが、そこに新しい規則が加わった形である。つまり、この時点で映画が従来の枠組みには収まらない興行物の大きなジャンルのひとつとして公的に認知されたことになる。実際、映画業者にとってはそれまで不安定な制度のもと積み上げてきた權益を保証してくれる規則でもあったはずである。さまざまな興行物の中での映画の位置づけを新たに、また確固たるものにする規則であったが、実際にこの規則によって演劇や見世物との関係性に変化があったのか、当時議論となった条項がなぜ問題だったのかという点も含め、新しい規則と映画の位置づけに関する問題を検証する。

以上の方針のもと、各地の図書館、公文書館などでの調査を中心に、資料の収集、分析を行い、本研究の計画を進めた。

#### 4. 研究成果

上記の研究の目的で示したように、本研究は明治末期に映画が興行物として興行されるようになって以降、大正6年に映画を単独で取り締まりの対象とした「活動写真興行取締規則」が施行されるまでの間の映画の取り締まりがどのようなものであったか検証を試みたものである。計画段階では(1)～(3)までにポイントに分けて調査を進めたが、すべて同一の問題意識に依っていたものであり、資料調査やその分析も必ずしも計画通り3つに分けて進めたわけではなかった。つまり例えば(3)の大正6年の新規則制定の背景を検証することは、それ以前の映画興行めぐるさまざまな問題あるいはそれに対する映画取り締まりの経緯を検証することと同義であり、(1)～(3)を通じて、まずは大正6年以前の映画取り締まりについての資料を収集することが重要であった。

大正6年以前の映画取り締まりについては先行研究においてもそれ以降の時代と異なり、詳細が不明な部分が多いとされていたが、その中でも明治43年11月に警察が内部的に六カ条の検閲基準を設けたことが既に知られていた。ただし、先行研究で取り上げられたのは大正2年の新聞記事に記載された断片的なものでしかなかった。

本研究の最大といってもよい成果は、従来は断片的な新聞記事でしか内容を知られていなかった警視庁の内規について、より詳細な資料を発掘できたという点である。原本そのものあるいはその写しのレベルのもの発見には至らなかったが、『警察行政要義』という書籍の中にきわめて原本に近いと思われる形の記載を発見することができた。

『警察行政要義』の著者の小浜松次郎は明治40年から45年まで、警視庁第二部の部長を務めていた人物である。警視庁第二部は当時、風俗や営業、交通などの取り締まりを担当した警察の行政部門で、演劇や寄席、見世物などの芸能の取り締まりも担当していた。ちなみに大正2年に第二部は保安部と改称されるが、その第二部の部長を明治40年から45年まで務めていたのが小浜松次郎である。つまり東京に映画館が急増し、映画が急速に影響力を増していったその時期に取り締まりの責任者であった人物がその在任中に著したのが『警察行政要義』である。警察行政を進めていく上での思想や指針を示し、特に警視庁の取締規則の元に行われるさまざまな取り締まりの具体的な方針や基準が記されている。明治42年12月に初版が発行され、2年後の明治44年10月に増訂版が発行されている。基本的には増訂版は初版と同内容だが、項目によっては大幅に改訂がなされているものもある。映画についても初版と増訂版では大幅に内容が異なり、この点だけでも映画が明治42年から44年という時期に警察が最も注意を払っていた取り締まり事項であったことが理解できる。

『警察行政要義』初版と増訂版には、それぞれ明治42年8月、および明治43年11月に警視庁が作成した映画取り締まりの内規について言及があり、その趣旨を示した解説とともに内規の本文が紹介されている。

明治42年の内規では常設と仮設に関わらず映画の説明書を提出することが義務づけられている。「観物場取締規則」では演劇のような検閲制度は想定されていなかったが、この時点で映画においても明確に事前の検閲を行うことが方針として示されたとみてよいだろう。明治43年の内規ではさらに「可成詳細」な説明書の提出を義務づけ、6ヶ条の検閲基準が示された。犯罪を描いた表現、残酷な表現、性風俗の乱れに関わる表現、政治的な表現などを取り締まるという趣旨で全体として従来の芸能に対する取り締まりの方針と大きくは変わらない。例えば「犯罪ノ手段方法ヲ誘致助成スルノ嫌アルモノ」を禁じているが、こうした表現は従来の芸能取り締まりにおいても用いられていたものである。しかし、従来の取り締まり方針と明らかに異なるのはそれらの表現が子どもへ与える影響を強く懸念していたことである。

内規には客席を暗黒にしないこと、椅子席の設置法などが定められている。また明確に定められたわけではないようだが、『増訂警察行政要義』では男女席の区別の是非についても論じられている。これらの規制は頻発していたとされる映画館の暗闇でのわいせつ行為、その他の犯罪行為などを防止するためのものであったが、そうした行為が頻発する環境に子どもを置くべきではないという意識も反映されていたようだ。

映画の検閲について明確に方針が示された内規であったが、実はこの二つの内規においても最も問題となっていたのは、仮設観物場での映画興行の問題であった。「観物場取締規則」では常設の観物場は浅草公園六区以外では特別な許可がない限り認められていなかったが、期間を60日に限ることで常設より建築基準の緩い仮設の観物場や、一般の家屋、劇場、寄席など観物場ではない場所での観物興行が認められていた。

しかし、制限された期間を終えても新たに許可を得ることで、繰返し興行を行い、実質常設と変わらない興行が行われるようになっていた。こうした規則の抜け道を利用した映画館が浅草公園以外の市内で急増していた。警視庁は対象を映画に限り、仮設観物場を厳しく取り締まる一方、浅草公園六区以外にも映画常設館を一定数認める方針をとったことが、この内規によって明らかになった。

この時期の映画の取り締まり方針において特に強調されていたのは、仮設観物場の問題と子どもの観客の問題だったといえる。この二つの問題は従来の興行的慣習を大きく変質させたものであるという点において警察の意識をひいたのであろう。つまり映画が従来の興行街とは異なる環境に進出したこと、また従来の観客とは異なる層に浸透したことを当局側の危機感として示していたといえるだろう。裏を返せば、そこに従来の芸能にはみられない興行物としての映画の特質のひとつをみることができるだろう。

従来の芸能とは異なる形で影響力を發揮した映画ではあるが、その映画が他の芸能に与えた影響についても新たに見えてきたことがある。明治末期から大正初期にかけて映画館が急増すると、それに数年遅れる形で劇場もその数を増やしていることが確認できる。劇場の経営は規則上その数に定限がある限られた興行師のみに認められた特権的な事業であった。しかし映画の影響力の増大により、相対的にその優位性、特権性が失われ、警察の注意も映画の方へ注がれることによって、劇場認可の要件が緩和したために劇場数もこの時期に増加したのだと推測している。映画の影響力増大と他の芸能との関連を主に制度的な側面から追求する調査は今後も継続して続ける必要があるだろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

横田洋その他「演劇学におけるアーカイブの運用」『演劇学論集』59号、日本演劇学会、2015年3月

〔学会発表〕(計 3 件)

横田洋「映画と演劇と見世物の間-浅草公園六区の芸能史の一側面-」東洋音楽学会、

国際基督教大学 2012年7月7日

横田洋「総合的アーカイブとしての『近代歌舞伎年表』」日本演劇学会、椋山女学園大学、2013年10月13日

横田洋「明治期の映画取り締まりについて」日本映像学会第40回大会、沖縄県立芸術大学、2014年6月8日

〔図書〕(計 2 件)

横田洋その他『忘れられた演劇』森話社、2014年5月

横田洋その他『商業演劇の光芒』森話社、2014年12月

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

横田 洋 (YOKOTA, Hiroshi)

大阪大学・総合学術博物館・助教

研究者番号：50513115